

判決年月日	平成１７年１１月２４日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事件番号	平成１７年（ネ）10082号		
○ 「スタビライゼーション・トレーニング研究会」等の標章が、登録商標「スタビライゼーション\フィジカル・コントロール・テクニク\（ＰＣ）」に類似しないとされた事例			

（関連条文）商標法36条，37条

本件は、「運動法の教授」を指定役務とする登録商標「スタビライゼーション\フィジカル・コントロール・テクニク\（PC）」の商標権者であるXが、運動法ないし運動トレーニング法に以下の1～8のY標章を使用し、又はこれを付した書籍等を販売したYらに対し、商標権に基づき、Y標章の使用の差止め、書籍の廃棄等を求めた訴訟である。

- 1 スタビライゼーション・トレーニング研究会
- 2 スタビライゼーション専門家
- 3 スタビライゼーション
- 4 アスレティック・スタビライゼーション
- 5 スタビリティトレーニング
- 6 ボディバランスを獲得するスタビライゼーション
- 7 スタビリティトレーニング 基礎編
- 8 アスレティックスタビライゼーション BASIC

原審（東京地判平17・3・30判例時報1905号134頁）が、Y標章はいずれも本件商標に類似しないと判断して、Xの請求をいずれも棄却したので、これを不服とするXが本件控訴をした。

本判決は、「「スタビライゼーション」の語は、本件商標の商標登録出願がされた平成12年4月14日以前から現在に至るまで、我が国において、本件商標の指定役務である「運動法の教授」の需要者の間で、運動トレーニングの一方法を意味する普通名称と認識されていることが認められる。」「そうすると、本件商標の構成中の「スタビライゼーション」の部分だけでは、本件商標の指定役務「運動法の教授」について出所を識別することができないから、この部分は本件商標の要部となるものではない。したがって、この部分が要部であることを前提として本件商標とY標章とが称呼及び外観において類似するとするXの主張は、採用することができない。」などと判示して、本件控訴を棄却した。